

事業名	成年後見制度利用支援事業						継続・新規	補助対象事業費 新規・継続の財 源率	国 %	県 75 %	起債充当率	その他	一般 25 %		
事業費 及び財 源内訳	区分	事業費	補助対象 事業費	国支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	現況・施工の理由・効果等 介護保険サービス、障害者サービスの利用の観点から、痴呆性高齢者又は知的障害者にとって、成年後見制度の利用が有効と認められるにも関わらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進まないといった事態に陥らないために、市町村が行う成年後見制度の利用を支援する事業に対して補助を行うものである。 (介護予防・生活支援事業) 平成15年度実績なし 1件検討中						
	本年度 (補正前)	914			685			229							
	前年度 (補正額)	457			342			115							
	比較 (計)	457			343			114							
歳出科目	3款			1項		3目			補助金交付決定の時期	3月		事業実施の時期	4月～ 3月		
節	本年度 (補正前)	前年度 (補正額)	比較 (計)	説明・積算基礎等									事業内容	在宅福祉事業費補助金	介護予防・生活支援事業 (成年後見制度利用支援事業)
12 役務費	242	121	121	通信運搬費 切手代 4,000円×2人=8,000円 登記手数料 4,000円×2人=8,000円 申立て手数料 600円×2人=1,200円 診断書料 12,000円×2人=24,000円 鑑定費用 100,000円×2人=200,000円 合計 233,200円									1 成年後見制度利用促進のための広報・普及活動 2 成年後見制度の利用に係る経費に対する助成 ① 利用対象者 次のいずれにも該当する者 ア 介護保険サービス又は障害者福祉サービスを利用し、又は利用しようとする身寄りのない重度の痴呆性高齢者、知的障害者 イ 町が、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第32条又は知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第27条の3の規定に基づき、民法(明治29年法律第89号)第7条(後見開始の審判)、第11条(保佐開始の審判)、第14条第1項(補助開始の審判)等に規定する審判の請求を行うことが必要と認める者 ウ 後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者 ② 助成対象経費 成年後見制度の申立てに要する経費(登記手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部又は一部		
20 扶助費	672	336	336	後見人費用 28,000円×2人×12ヶ月=672,000円											

10